

令和2年度

第6回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和2年11月27日（金）午前10時00分

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 特別会議室S6

## 議 事

(1) 「日本橋高島屋 S. C. (本館・新館・東館)」の変更について

○松波会長 まず、中央区の「日本橋高島屋 S. C. (本館・新館・東館)」における、株式会社高島屋ほか3名による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、審議案件の概要、「日本橋高島屋 S. C. (本館・新館・東館)」の変更について、ご説明申し上げます。着座にて、失礼いたします。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和2年6月4日、設置者は株式会社高島屋ほか3名、店舗の名称は「日本橋高島屋 S. C. (本館・新館・東館)」、所在地は中央区日本橋二丁目4番1号ほか、小売業者名は株式会社高島屋ほか74名での届出となっております。

今回の届出の主な変更内容は、駐車場の位置についてです。届出書の42ページ、図5-1をご覧ください。

変更前の駐車場の位置についてですが、駐車場No. 1から駐車場No. 6まで、6箇所の駐車場がございます。このうちの1箇所、駐車場No. 6の八重洲駐車場が大規模修繕工事により閉鎖されることになったため、この駐車場を届出から外し、代わりに駐車場No. 5の兜町駐車場の台数を増やします。

変更後の駐車場は、届出書の43ページ、図5-2をご覧ください。

減少する駐車場No. 6の28台と同じ台数をNo. 5の兜町駐車場に上乘せし、合計の届出台数212台に変更はございません。駐車場の数が1箇所減少したため、出入口の数及び位置や駐車場利用時間帯についても併せて届出されています。

変更する日は、令和3年2月5日です。

続きまして、「2 周辺的生活環境等」です。

当該店舗は、東京メトロ銀座線日本橋駅の南、約15メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。店舗東側は都道を挟んで事業所が立地、西側は国道を挟んで商業施設及び事業所が立地、南側は区道を挟んで店舗及び事業所が立地、北側は区道を挟んで複合ビル及び防災倉庫が立地といった環境となっております。

「3 説明会について」ですが、令和2年7月30日(木)午後7時から午後7時15

分まで日本橋ガレリアコミュニティスペースで行われまして、出席者数は2名でしたが、質問や意見はなかったと報告を受けております。

「4 法8条に基づく意見」ですが、中央区の意見を令和2年8月5日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

最後に、本件は委員の皆様からの事前質問はございませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ありません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 いえ、ございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 一つ伺いたいんです。工事が終わりましたら、また元に戻すということかどうかをちょっと確認したいんですが。

○金子課長代理 工事が終了したら、また届出駐車場に戻す予定と聞いております。

○吉田委員 そういうときにも、また審議するんですか。

○金子課長代理 そうですね。また変更届を出していただく予定になっております。

○吉田委員 何かすごくこちらも、それから高島屋さんにとってもその手続きが忙しくなって。もう工事完了したら元に戻すというのがついているのなら、もう審議の必要がないような気もするんですが。

○金子課長代理 そうですね。工事が終了する時期等が明確であって、この届出に盛り込めるようであれば、届出していただくことも可能だったんですけども、ちょうどその時期に、今度は日本橋駐車場の改修工事も予定しているそうで、それと併せて届出をする予定と伺っています。

○吉田委員 工事の期間はどのくらいですか。

○金子課長代理 工事の終了予定が令和4年4月です。

○吉田委員 分かりました。随分ご丁寧だなというふうな印象を受けました。ありがとうございます。

○松波会長 鈴木委員、ございますか。

- 鈴木委員　　ございません。
- 松波会長　　岡村委員、ございますか。
- 岡村委員　　ありません。
- 松波会長　　森本委員、ございますか。
- 森本委員　　ありません。
- 松波会長　　木村委員、ございますか。
- 木村委員　　ございません。
- 松波会長　　野田委員、ございますか。
- 野田委員　　ございません。
- 松波会長　　それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○松波会長　　それでは、「日本橋高島屋S．C．（本館・新館・東館）」における、株式会社高島屋ほか3名による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、中央区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

## （2）「渋谷ヒカリエ」の変更について

○松波会長　　続きまして、渋谷区の「渋谷ヒカリエ」における、東急株式会社による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理　　では、「渋谷ヒカリエ」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の3ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和2年6月12日、設置者は東急株式会社、店舗の名称は「渋谷ヒカリエ」、所在地は渋谷区渋谷二丁目21番1号、小売業者名は、株式会社東急百貨店ほか4名ほか未定での届出となっております。

今回の届出の変更内容は、駐車場の収容台数、廃棄物等の保管施設の容量についてです。

まず、駐車場についてですが、駐車場の位置に変更はございませんが、届出台数を利用

実態に合わせて減少させます。

届出書の32ページ、添付図面ー6（6）をご覧ください。

駐車場No. 1が店舗2階の平面に6台、駐車場No. 2が店舗2階の機械式駐車場にございます。このうち、駐車場No. 2の機械式駐車場について、変更前は168台だったところ、実態に合わせて88台減少させ、80台の届出とします。

変更後の届出台数の合計は86台となりますが、変更後の台数で充足するかという点については、届出書の7ページ、駐車場利用実態調査結果をご覧ください。

平成30年度の年間ピーク時の最大在庫台数に店舗利用者のサービス券利用割合を乗じた結果、平成30年7月28日の台数が最大となりました。当日の最大在庫台数である、132台にサービス券利用割合を乗じた結果は、86台であり、これが当該店舗を利用した来客者の最大在庫台数となるため、変更後の台数で充足します。

次に、廃棄物等の保管施設の位置及び容量についてですが、届出書54ページの添付図面ー8（5）をご覧ください。

こちらは変更後の廃棄物保管施設です。

変更前については、参考資料としてA4の紙を1枚配付しております。右上に「参考資料（変更前）」と記載されている資料をご覧ください。

部屋の位置は変わってありませんが、複数ある容器のうちの一部を種別ごとに分けて届出をしておりました。変更後は同じ部屋の中であるため、1箇所の届出としております。

容量については、全ての容器を届出しているため、増加しております。

変更する日は令和3年2月13日です。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗はJR渋谷駅の東側20メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。店舗東側は、区道を挟んで事務所が立地、西側は都道を挟んで渋谷駅が立地、南側は区道を挟んで事務所ビルや商業施設が立地、北側は事務所ビルや商業施設が隣接といった環境となっております。

「3 説明会について」ですが、令和2年8月7日（金）午後6時から午後6時30分まで、渋谷駅宮益坂口会議室5Aで行われまして、出席者数は10名でしたが、質問や意見はなかったと報告を受けております。

「4 法8条に基づく意見」ですが、渋谷区の意見を令和2年9月23日に受理してい

ますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

最後に、本件は委員の皆様からの事前質問はございませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ありません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 いえ、ございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 今、ご説明があったかもしれないんですけども、この廃棄物等の保管施設の容量ですけれども、大分増えますよね。これは、何でこんなに増やすのかというところのご説明、ちょっと聞き逃したでしょうか。

○金子課長代理 ビル内の飲食・サービス等の併設施設も同じ廃棄物保管施設を使うんですけど、新設の届出の際に、届出容量としては店舗が利用する分のみということで限定して幾つかの容器だけを届出するという形にしておりました。実際に使用する際は、施設ごとに使う容器を明確に分けることも難しいというところで、今回は一つの部屋の中の容器、使う可能性のある容器は全て届出をするという形になっております。施設全体としての容量に大きな変更はございませんので、ごみの容量がすごく大きく増えたとか、そういったことではございません。

○吉田委員 保管するやり方を変えたということでしょうか。

○金子課長代理 届出の方法を変えたというだけで、実態としてはほぼ変わりはないというところです。

○吉田委員 なるほど。東急のデパートが今工事中なので、ヒカリエの地下などすごく飲食とかする場所も増えてきていて。それで、こういう廃棄物が増えたのかなという感想をもったので、そういうことであれば、このくらいのスペースを取ってもらわないと、やはりよろしくないというふうに思いましたので、この変更は歓迎すべきことなんですけれども、こういうことがいろんなところで起きてきて、その転用すべきスペースがないときなどはどう対応していくのでしょうか。ヒカリエ以外の場合ですけれども。ちょっと一つの不安要因でもあるかなと思ったんですよね。ビルの使用目的が少しずつ変わってきたとき

に、廃棄物を保管する施設のスペースが取れるのならばいいですけれども、取れないような事態も十分あり得ると思うので、その辺はどう考えていらっしゃるのかなと思いました。ここは大丈夫ですけどね。

○金子課長代理 そうですね。こちらの再利用計画書には、実績もついているんですけども、それから算出した必要保管容量は37.27立方メートルですので、届出55.6に対してかなり余裕はもった造りとなっています。

○吉田委員 でも、前のものよりは必要量増えているわけですよね。

○金子課長代理 そうですね。ただ、この再利用計画書もビル全体での実績となりますので、店舗部分に限定すればもう少し少ない値となります。

○吉田委員 この話はもっとご専門の方がいらっしゃるの、またご質問があるかもしれないですけど。どうもありがとうございます。

○松波会長 鈴木委員、ございますか。

○鈴木委員 ございません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 ありません。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 ございません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「渋谷ヒカリエ」における、東急株式会社による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、渋谷区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

### (3) 「L A B I 新宿西口館」の変更について

○松波会長 続きまして、新宿区の「L A B I 新宿西口館」における、株式会社ヤマダ電機による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、審議案件の概要、「L A B I 新宿西口館」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の5ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和2年6月25日、設置者は株式会社ヤマダ電機、店舗の名称は「L A B I 新宿西口館」、所在地は新宿区西新宿一丁目18番8号、小売業者名は株式会社ヤマダ電機での届出となっております。

今回の届出の変更内容は、駐車場の収容台数についてです。

変更前は、店舗地下にある駐車場①の52台と隔地の駐車場②の38台、合計90台を届出しておりましたが、利用実態に合わせ、駐車場②の台数を18台減らし、20台の届出とします。合計では、72台の届出となりますが、変更後の台数で充足するかという点については、届出書の6ページ、駐車場利用実績をご覧ください。

こちらの店舗では、平成23年の開店当初から店舗前面道路の歩行者交通量が多いため、駐車場①よりも駐車場②及び提携駐車場を案内することとしています。このため、6ページの実績を見ても駐車場①の利用は0台となっています。車での来客者が利用する駐車場②及び提携駐車場3箇所の合計の来台数の年間ピークは72台であったため、変更後の台数で充足します。

なお、駐車場①については、今後も引き続き、駐車場②や周辺の提携駐車場が満車の際は誘導員を配置して誘導する計画としております。

変更する日は令和3年2月26日です。

続きまして、「2 周辺的生活環境等」です。

当該店舗は、都営新宿線新宿駅の北西約47メートルに位置しており、用途地域は商業地域です。店舗東側は業務ビルが隣接、西側は区道を挟んで飲食店が立地、南側は国道を挟んで商業施設が立地、北側は区道を挟んで飲食店が立地といった環境となっております。

「3 説明会について」ですが、令和2年8月19日水曜日、午後7時から、ふれあい



貸会議室中川ビル3階で行われる予定でしたが、出席者はいなかったと報告を受けております。

「4 法8条に基づく意見」ですが、新宿区の意見を令和2年10月5日に受理していますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

最後に、本件は委員の皆様からの事前質問はございませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ありません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 この案件に対する異議ということではなくて、今後に向けてのコメントと捉えていただければと思いますが、まず、先ほどの案件もそうなんですけれども、過去の利用台数の実績を見て、その最大を届出台数に変更するという形になっているんですけど、理論上は過去の最大が今後も最大であり続けるという保証はないので、理屈の上では安全係数を乗せるとか、ちょっと余裕を持たせるというほうが考え方としてあるのかなと。きっちり過去の利用台数の最大に合わせるというのは、若干その考え方としてどうかなと思うところが1点です。そのように運用していったら、日常ここまで使うことはあまりないと思うので、実態上はいいんだろうということは理解しつつも、ちょっと気になるということはおききたいと思います。

それから、その逆の意見となるんですが、このような利用実態に合わせて台数を減らすという変更が結構これまでもありまして、そのたびに意見が出ていると思うんですが、やはり大分、車の利用に対する社会的な考え方変わってきていて、郊外の大規模店舗は交通の外部不経済が問題になり続けている一方で、やはり都市部は結構変わってきているというのは実感としてありますよね。ですので、今後に向けてその辺りの再検討は必要と、これまでも指摘されてきたことですのでけれども、改めてコメントしておききたいと思います。以上です。

○横森課長 先生の前半についてですけれども、必要ない分の駐車場まで造らせるわけにも参りませんので、どこかで線を引かなければいけないというときに、1年間の、一番繁忙期で一番厳しいところで、線を引かせていただいているところでございます。

それから、2点目のご質問でございますけれども、都市整備局でこの11月から、駐車場条例検討委員会を開かせていただいております。その中で、いろいろな地域によって異なる地域ルールについて議論しているところでございます。その資料をご紹介しますと、23区内でございますけれども、この平成20年から30年まで、駐車場の台数は61.2万台から76.1万台、24.3%増えてございます。

その一方で、車の保有台数でございますけれども、これが227万台から207万台と、マイナス8.8%と、逆に減っています。そのほかにもカーシェアリングの普及であるとか、こういった中で、大規模店舗に限らず、アミューズメント施設とか、オフィスビルであるとか、ビル全体の駐車場がどうなのかと、少し過剰ではないかといったような議論がございまして、この地域ルールの適用方法、今、地域ルールを適用するには幾つか条件等があって、やややりづらいところもあるんですけれども、この地域ルールの当てはめ方等をもう少し改正して、フレキシブルにできるようにというようなことで、今後検討をしていく予定でございます。

ですので、まさにこういうものが都心部を中心に、駐車場の数の問題等が提起されておりますので、地域ルール適用等については、私どもも今後フレキシブルに対応していきたいと思っております。今までも車の販売店であるとか、家具の販売店であるとか、必ずしもスーパーなどと違う場合については、特別な配慮もやっておりますけれども、地域ルール等についても、そういった配慮の一つということで今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中西委員 取り組まれているのなら結構なことです。情報提供ありがとうございます。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 私、ここの委員になってから、ずっと駐車場についての無駄を、時々実感して意見を申し上げさせていただいたりしていたんですが、今の課長様からのお話で、すごく一歩前進、一歩ではない、もうちょっと前進したかなという印象を受けました。

先ほどのヒカリエもそうですし、それからLABIもそうですけれども、とにかくすごくいい場所なんですよ。非常に都心の中でも利用価値が高いところなので、そこにある意味無駄な駐車場があるというのは、土地利用から考えても非常に効率性がない。何か無駄が生じているなというふうなことを感じていましたし、1回規定に則して台数を確保しても、利用実態を見たら、それに対して駐車場を減らすということをしてきましたよね。

ですから、今回もこういうふうに変更があるんですけども。最初からもう、そんなに要らないスペースを用意しておかなくてもいいかなというのは痛感していますので、この駐車場検討委員会が前進していただけるとすごく期待しています。ありがとうございます。

○横森課長 確かにそうです。本当に大規模店舗だけではなくて、特にオフィスビルでも相当駐車場を今確保しておりますので、附置義務などもいろいろ厳しくやっておりますので、オフィスビル等も含めて、この委員会の中で検討していく予定でございます。

○松波会長 鈴木委員、ございますか。

○鈴木委員 ございません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 先ほどの駐車場の一般的な話で、既にもう一般例というところで、お示ししていただいたところで、もうそれでいいとは思っておりますが、なかなか附置義務駐車場ですとか、駐車場法というか、その条例の中での建付けと、この大店法の駐車場の法令の建付けというのが、なかなかピタッといきにくいという現状があって、それでいろいろ苦労をされているところもあるかと思っておりますので、すぐにはいかないかもしれませんが、一歩二歩前進させていただけたらいいかなと思っております。

この店舗を見ても、例えば店舗併設というのは実際には全く運用されておらず、先ほど確認しましたら店舗の駐車場として、店舗のホームページでも全く案内されていないですけども、現状として52台用意をされているということになっていまして、確かにここに通常出入口があるというのは、町の観点からはよろしくないのは事実ですが、やっぱり法令上、こうならざるを得ないのかなと思いましたので、これは追記的検討ということで、ぜひお願いしたいと思っております。以上です。

○松波会長 森本委員、ございますか。

○森本委員 今の岡村委員の意見と極めて似ているんですけども、今日の審議資料の6ページで、この期間中抜粋だということなんですけど、敷地内の駐車場を使った形跡が全部0台となっているんですけども、実態としてこの52台の駐車場が使われるようなことってあるんでしょうか。

○金子課長代理 店舗の来客用の駐車場としては、利用されていないというところですが。荷さばきも同じところにあるので、荷さばきのほうは深夜帯に使っているんですけども。

○森本委員 この52台はほかの利用も含めて、全く使っていないというふうに理解して

いいんですかね。

○金子課長代理 はい、そうですね。ほぼ使われていないということです。

○森本委員 ということは、それが使われていないということを前提にして、隔地駐車場の容量を減らすという提案になっているので、これ、真面に読めば隔地の駐車場とかがいっぱいするときだけは使いますと言っていることは、逆に言うと、いっぱいになるとここを開けて、歩行者交通量の多いときに入れますという、かえって危険な、そういうことを今、ご提案をされているというふうにも取れるということだと思っただけなんですけれども、その辺は店舗側からどういうふうな説明があったんでしょうか。

○金子課長代理 実際には、こちらの実績表も一日ごとの来台数の合計が書かれていて、ピーク時最大在庫台数ではないため、かなり安全側で多めに確保していただいているという状況です。隔地の20台の駐車場がいっぱいになるということはないと想定しています。

○森本委員 数字を見る限り、こちらも0台、2台とかという数字の羅列なので、基本的に駐車需要については提携駐車場で賄っているから、自分のところの届出駐車場は使わないというふうなことを、ほぼ宣言しているに等しい申請書だというふうに見てとれるんですが。

○金子課長代理 おっしゃるとおりの内容になってしまっているのは事実です。実態どおり、提携駐車場のほうを届出していただくようお願いはしたんですが、提携駐車場側から断られてしまっておりまして、それがかなわなかったもので、このような届出になっております。

○森本委員 分かりました。先ほどから議論しているようにいずれにせよ、この店舗だけの問題ではなくて全体のお話ですから、駐車場の見直しをかけていることならば、あわせてこういうことが起きているということ、そちらの委員会にもお伝えをして、一緒に審議をしていただくというのが一つと。

もう一つは、そもそも駐車場の入り口をここに開けたことそのものが、歩行者側の交通を分断しないと入れないような駐車場の入り口を入れたということが、大店立地法の指針からすると、多分そのときの審議がよろしくなかったんだと思うんですよね。本来ならば、裏側のほうで、歩行者交通量の少ないところに駐車場の入り口を開けるという指示を出すべきだったのに、多分それをやっていなかったから、こういうことが起きたというふうに

も取れるんですけど、その辺は今後の多分、我々の審議会の留意事項として、とどめておいていただければというふうに思います。

○金子課長代理 当時の議事録も確認しておるんですが、反対側は歩行者専用時間帯もあるくらい、さらに歩行者が多い道路になっておりまして、やむなく甲州街道側に造ったということです。警視庁にも確認したんですけども、今こういう相談があれば隔地ということも検討したのではないかと、条例上やむを得ない場合は附置義務駐車場を隔地に整備することもあり得るので、無理にここに造らず、隔地という方法も検討されるべき事案だと思うというお話もありました。

○森本委員 恐らくそうだと思うんですよ。これ、多分全部そのぐらいの店舗の中でやっていると、例えば歩いて楽しい空間づくりというのをやっておきながら、そのエリアに車を入れることを前提に許可を出してしまいますので、隔地の駐車場とかフリンジの駐車場だとか、ある意味駐車場計画を立ててエリア全体で多分解かなきゃいけない問題だと思いますので。

○金子課長代理 ちょうど平成29年にこの新宿駅の東口駅前で駐車場地域ルールというのもできたところですので、今後はあの辺りも変わっていくのかなと思います。

○森本委員 分かりました。ありがとうございました。

○横森課長 先ほどの検討会でございますけど、産業労働局もオブザーバーではございますけど、参加させていただきまして、まさにこういう事例を事務局のほうに伝えているところでございます。ありがとうございます。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 数点、質問があるんですけども、この22ページのところの前面空地のところに車の出入りの図がありますけれども、これは荷さばき用の車両ということですか。

○金子課長代理 おそらく、荷さばきの軌跡ですね。

○木村委員 そうすると、自動車用のエレベーターは現状でもちゃんと使えると。

○横森課長 すみません、4.685メートルと書いてございますので、これは、乗用車が来るとき、今回ご説明させていただいているとおり、乗用車は実際には運用していないところではございますけれども、この4.685メートル全長、幅が1.695メートルということで、こちら普通乗用車の軌跡を書かせていただいているところでございます。

○木村委員 そうすると、荷さばきの場所にもなるわけですよね、この場所が。

○金子課長代理 荷さばき施設は地下の駐車場のところにございます。

○木村委員 いや、そうじゃなくて、荷さばき用の車が入るとすると、自動車用のエレベーターは現在でも十分使えるということですか。要するに、全く使っていないんじゃないかと。

○金子課長代理 おっしゃるとおりです。荷さばき施設を使用するときは、店舗地下3階に荷さばき施設がございますので、エレベーターを利用しています。

○木村委員 じゃあ、何か問題が、この場所が満車になったときには、このエレベーターはちゃんと使えるという。

○金子課長代理 はい。機械自体は動かせるということです。

○木村委員 分かりました。

それと、NPC 24Hというのがあるんですけども、これがもう調べてみると令和2年1月31日に閉鎖になっているんですね。今現状では使えないことになっているんですけども、この6ページの図を見ると、一番使用頻度が多いのがNPCの場所になっているんですけども、その辺の整合性は取れているんでしょうか。

○金子課長代理 そうですね。提携駐車場のほうのNPCは1箇所、現在は使うことができない状態になっておりますが、ほかのところも賄えておまして、あふれるということにはなっていないと聞いております。

○木村委員 いや、この届出書が6月に出しているんですけども、もう1月末に閉鎖になっているので、何かここにNPCを削除できない理由が何かあるんでしょうか。

○金子課長代理 これは届出台数をどこまで減らすのかというのを確認するために、平成30年から令和元年の1年間の実績を示していただいております、ヤマダ電機に来られたお客様の台数をカウントするためには、やはりNPCを使った方もカウントすることで載せていただいております。

○木村委員 いや、もう1月末で閉鎖していますので、その辺の整合性は取れているんでしょうかということなんですけど。

○横森課長 閉鎖する前に、データを集めるという関係でマックスのお客様の数を知らするために、閉鎖前のデータを集めたところにございます。1年分とるために。その後、あふれてしまっている等の報告はございません。マックスの台数を押さえるために、その時期で採らせていただいております。

○木村委員 分かりました。今、この場でも必要駐車場の件でいろいろ問題になっているんですけども、例えば店舗によっては真面目に対応するところと、いろいろ考えて減らしているところもあると思うんですけども、やっぱり審議会自身は平等であるべきだと思うんですよね。要するに、基準に則った形でやっているところが損にならないような形でお願いしたいと思います。以上です。

○横森課長 ありがとうございます。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「LAB I 新宿西口館」における、株式会社ヤマダ電機による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、新宿区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

以上で、本日の議題3件の審議は終了となります。ご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。